

わかやま既存住宅状況調査補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、空き家の発生の抑制と既存住宅ストックを県内への移住推進に活用するため、空き家の売買及び賃貸借時に実施する既存住宅状況調査に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年政令第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会2317号国土交通事務次官通知別添）及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるところのほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「わかやま住まいポータルサイト」とは、わかやま住まいポータルサイト利用規約（令和4年6月1日施行）に基づき提供される住まい探しサービスをいう。
- (2) 「空き家」とは、「わかやま住まいポータルサイト」に登録されたもので、所有者等が売却又は賃貸を行う権利を有する、居住されていない状態（予定を含む。）の住宅をいう。
- (3) 「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する個人をいう。（ただし、不動産業又はこれに類する業を営む個人（以下、「個人事業者」という。）を除く。）
- (4) 「既存住宅状況調査技術者」とは、経年変化その他の建物に生じる事象に関する知識及び能力を有する者として、国土交通省の定める講習を修了した建築士（宅地建物取引業法施行規則第15条の8第1項に規定する者。）をいう。
- (5) 「既存住宅状況調査」とは、既存住宅状況調査技術者が、建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するための調査であり、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号、以下「基準」という。）に沿って行う調査をいう。
- (6) 「建築士事務所」とは、建築士法第23条に規定する和歌山県知事の登録を受けた建築士事務所をいう。

(補助対象者)

第3 補助金交付の対象者は、次の各号に規定するいずれかに該当する個人（個人事業者を除く。）とする。ただし、3親等内の親族にあるもの、個人事業者及び法人と売買又は賃貸借契約を締結する者は除く。

- (1) 空き家の所有者等に該当する者であり、当該空き家の売買又は賃貸借契約を締結した者であること。
- (2) 空き家の所有者等に該当する者と、当該空き家の売買又は賃貸借契約を締結した者であること。

(補助対象住宅)

第4 空き家のうち、県内に所在する個人が所有する居住を目的とした住宅（店舗兼用住宅等においては、居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の概ね2分の1以上のもの）。ただし、共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するものは除く。

(補助対象調査)

第5 補助金の交付の対象となる調査（以下「補助対象調査」という。）は、原則、建築士事務所
に所属する既存住宅状況調査技術者が行う既存住宅状況調査（配管・設備、雨樋など、調査
対象として基準で規定していない部位や劣化事象等の追加調査を含む。）とする。

2 補助対象調査は、補助申請年度の4月1日以降に実施するもので、空き家の売買又は賃貸借
時に実施するものとする。

(補助金の額)

第6 補助金の交付の額は、補助対象調査に要した経費（消費税相当額を含む）に2分の1を乗
じて得た額と50,000円のうちいずれか低い方の額とする。

2 補助対象調査の実施において、他の類似する補助金等による収入がある場合には、その額を
補助対象調査に要した経費（消費税相当額を含む）から控除すること。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、わかやま既存住宅状況調査補助
金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に
別表に定める関係書類を添付して、当該年度の2月末日（同日が閉庁日に当たる場合は、そ
の直後の開庁日）までに、知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第8 知事は、第7により交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のう
え、適当と認められるときは補助金の交付決定及び額の確定の通知を併せて行うものとする。

2 補助金額の算定において千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てること。

(補助金の交付の請求及び受理)

第9 補助金の交付を受けようとする者は、第8の規定による通知を受けた後、わかやま既存住
宅状況調査補助金請求書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、補助金の交付を受けようとする者から、第9の1の規定に基づく請求があった場合、
その内容について審査の上、適当と認められるときはその請求を受理する。

(交付の条件)

第10 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

(1) 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号に規定する暴力
団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けるこ
とのなくなるまでの者

(3) (1) 及び (2) のほか、知事がこの補助金の趣旨に照らしてこれを交付することが適当
でないとする者

2 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号を遵守すること。

(1) 補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要に応じて行う立入検査の実施について、
必要な協力をする事。

(2) 補助金に関する領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存
すること。

(3) 補助事業の完了後において知事が行う当該補助事業に関するアンケート及び補助事業の円
滑な実施に係る調査等の実施について、必要に応じ協力すること。

第11 その他

この要綱に定めるほか、必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第7関係）

添付書類	提出部数	提出期限
既存住宅状況調査報告書の写し（表紙及び結果の概要のみで可）	1部	当該年度の 2月末日 （同日が閉 庁日に当た る場合は、そ の直後の開 庁日）
既存住宅状況調査技術者講習を修了したことがわかる書類		
売買又は賃貸借契約書の写し		
既存住宅状況調査技術者又は仲介した宅地建物取引業者に対し 検査等費用を支払ったことが確認できる、以下のいずれかの書類 ①領収証の写し ②請求書及び銀行振込控えの写し		
その他知事が必要と認める書類		